四、労働組合法並びに失業保険法制定要求の件

浜口内閣は公約を裏切って労働組合法を臨時議会に上程せず社民党提出の組合法は審議未了の名目で握り潰し又安達内相は政府は来議会には提出するつもりだと手形の振替をやって居るが、我々は資本家に都合のよい様な労働組合法は絶対反対である、あく迄も完全な労働組合法の制定を要求するものである。

又産業合理化により街頭に投り出され飢餓と貧窮のドロ沼にある二百万の失業群に対して現内閣は徹底した救済法を講ずる能力と誠意がない、吾々は本質的又は失業反対を叫ぶものであるが現実当面の問題として政府と資本家全額負担の失業保険法の制定を要求するものである。

実行方法!! 無産政党並びに労働組合諸団体の労働立法獲得の大衆運動に参加すること。

五、危険作業特別保護法制定の件

資本家が生産の合理化と称して安い賃金で永い労働を少い人間でやらせることが多くの死傷者や病人を出す原因である。

資本家やその手先共は『不注意がケガのモト』だとか『ケガはバカのゆるみから』とか我々労働者が怠けて不注意からケガをするのだと恰かも資本家達には何等の責任がないが如く宣伝するがコンナ馬鹿な話が何処にあるか。何時迄もゴマカシて居られるものか。我々電気労働者は不完全な設備で最も危険な仕事に従事するから常に種々な災害を受けて居る。そうして其の災害は直ちに生命にかかはるものだ!!

我が東電従業員組合は昨年危険作業設備の改善と特別手当の要求を掲げて会社と抗争し大争議迄敢行したのだ。然るにドン欲極まる東電資本家は株のタコ配当の困難と公共事業の特殊的立場に藉口して全従業員の切実なる要求を拒絶したのだ!!

我々は法律によってでも飽く迄も其の保護を要求する必要がある。

実行方法!! 無産政党と協力してあらゆる実戦の旗標として大衆運動を通じて其の実現を期するものである。

六、無産政党支持の件

労働組合は日常の経済闘争を主要任務とするものではあるが究極の目的は解放の為めの階級闘争である、然かも階級的確立は経済闘争と政治闘争とが正しき結合に依って達し得られるものであるからブルジョア政治勢力と闘争することなしには日常の経済上の利益すらも充分に獲得出来ない、